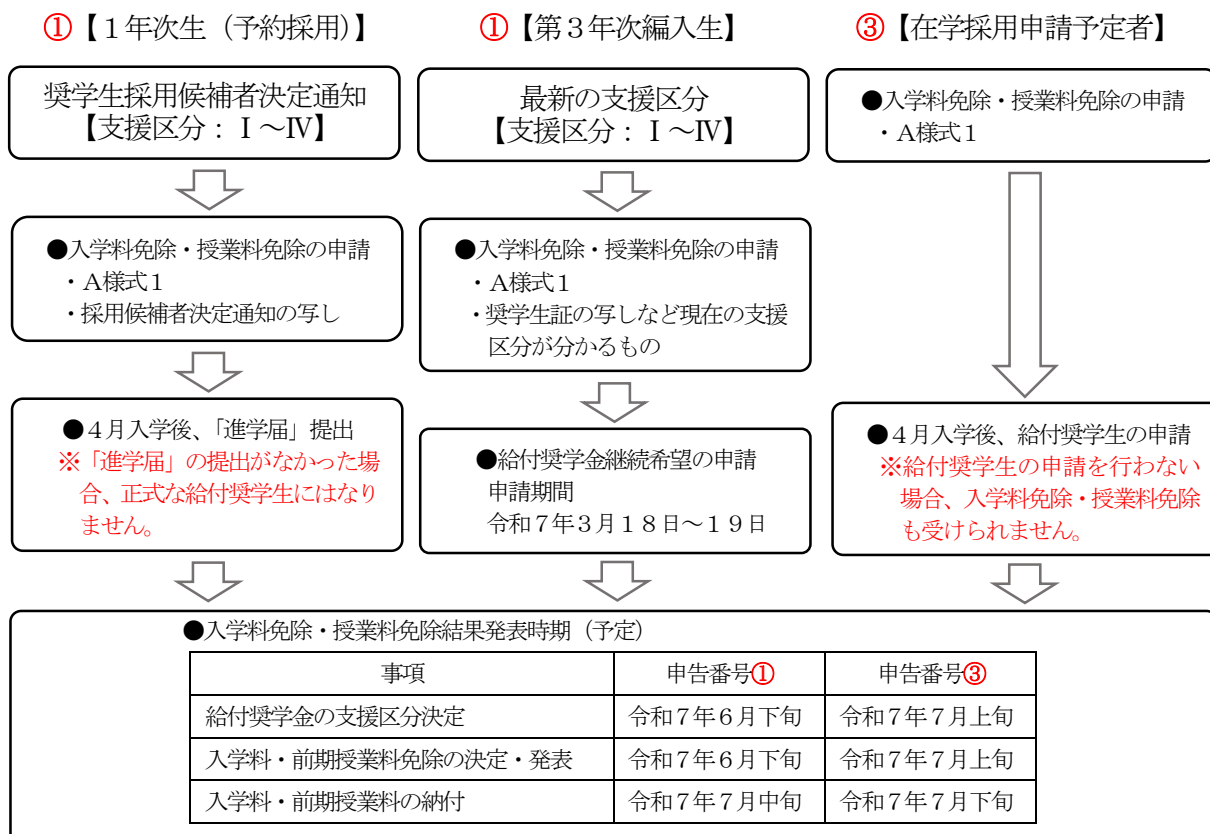


令和7年度（4月入学 日本人学部生用） 入学料免除及び前期授業料免除申請のしおり

【対象】申告番号①・③を選択した者

I. 申請の流れ



II. 申請期間

入試区分によって入学料免除及び授業料免除の申請期間が異なります。下表で入試区分を確認し、必ず該当する申請期間内に申請（郵送）してください。

選抜種別等	申請期間(申請書類郵送)
総合型選抜（グローバルリーダーコース入試）	令和7年2月20日（木） ～25日（火）「消印有効」
学校推薦型選抜Ⅰ	
学校推薦型選抜Ⅱ	
一般選抜（前期日程）	令和7年3月13日（木） ～20日（木）「消印有効」
総合型選抜（帰国生徒対象）	
第3年次編入学試験	令和7年3月18日（火） ～20日（木）「消印有効」
一般選抜（後期日程）	令和7年3月25日（火） ～27日（木）「消印有効」

Ⅲ. 申請書類

(1) 1年次生（予約採用）【申告番号①】

以下の書類を郵送してください。

- ・ A様式1（申請書）

- ※ 様式は、本しおりの巻末に掲載しています。記入例も掲載していますので、記入する前に確認してください。

- ・ 令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】（コピー）

- ※ A様式1（申請書）記入例の次ページに見本を掲載していますので確認してください。

- ※ 令和7年度以外のものは無効です。

(2) 第3年次編入学生【申告番号①】

以下の書類を郵送してください。

- ・ A様式1（申請書）

- ※ 様式は、本しおりの巻末に掲載しています。記入例も掲載していますので、記入する前に確認してください。

- ・ 奨学生証のコピーなど現在の支援区分が分かるもの

※給付奨学金の継続手続きを行わない場合、本学での修学支援新制度による入学料免除及び授業料免除を受けることができません。入学後に給付奨学金の新規申請を行うこともできませんので、注意してください。

※編入学前の学校等において、修学支援新制度による入学料免除を受けたことがある者は、継続手続きを行った場合でも、本学での修学支援新制度による入学料免除を受けることはできません。

(3) 在学採用申請予定者（1年次生・第3年次編入学生）【申告番号③】

以下の書類を郵送してください。

- ・ A様式1（申請書）

- ※ 様式は、本しおりの巻末に掲載しています。記入例も掲載していますので、記入する前に確認してください。

Ⅳ. 提出方法

提出書類は必ず「レターパックライト」（追跡確認ができるため）で、P. 4【問合せ先】に郵送してください。その際、品名欄に「受験番号」、「学部等名」及び「入学料免除申請等書類在中」と記入してください。

Ⅴ. 申請にあたっての注意事項等

1. 注意事項

- 申請は必ず申請者本人が行ってください。代理人による申請は受け付けません。
- 申請後、本人の休学や退学、家族の就職や退職、死亡、就学者の退学など、記載内容に変更が生じた場合は、速やかにP. 4【問合せ先】に連絡してください。
- 入学料免除及び授業料免除については、修学支援新制度以外の免除制度に関する情報を、『入学ガイドブック補足資料3「入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除について」』に記載してお

りますので、学資負担者の死亡や災害で被災したなどによる家計急変で授業料の納付が困難になった場合は、必要に応じて確認してください。

- 奨学金については、修学支援新制度以外の奨学金に関する情報を、『入学ガイドブック補足資料 4「奨学金制度について」』に記載しておりますので、地方公共団体や民間団体が実施している奨学金への申請を希望される場合は、確認してください。

2. 免除申請の取り下げ

入学手続きの際に入学料免除を申請したあと、入学料免除の申請を取り下げる場合は、令和7年3月28日（金）17：00までに次ページの【問合せ先】に連絡してください。

入学後に入学料免除の申請を取り下げる場合は、速やかに次ページの【問合せ先】に連絡してください。

どちらの場合も、授業料免除の申請も取り下げになります。

VI. 結果確認方法

申請者本人が、学内のWi-Fiに接続したパソコンやスマートフォンなどで、本学公式ウェブサイトの以下のURLにアクセスし、各自で確認してください。保証人への通知は行っておりません。

<https://uportal.kumamoto-u.ac.jp/>

「学務情報システム（SOSEKI）」→「学生情報」→「学生ポートフォリオ」
→「学費収納状況」→「入学料免除」・「授業料免除」で確認

VII. 一部免除又は不許可の場合の入学料・授業料の納付

免除額は、給付奨学金の支援区分に基づき、第Ⅰ区分（全額免除）、第Ⅱ区分（2／3免除・1／3自己負担）、第Ⅲ区分（1／3免除・2／3自己負担）となります。また、多子世帯を対象とした授業料等の無償化が令和7年度から開始されることに伴い、第Ⅳ区分（全額免除）となります。

なお、第Ⅱ区分及び第Ⅲ区分で採用された給付奨学生で多子世帯の者並びに第Ⅰ区分から第Ⅳ区分までに該当しない世帯年収のうち多子世帯の者は、授業料等が全額免除となります。

選考結果が「2／3免除」、「1／3免除」又は「不許可」となった者は、本人負担額を納付してください。

入学料と授業料では納付方法と納付期限が異なります。

- ・入学料：選考結果発表後に、保証人宛に「振込依頼書（振込手数料：本人負担）」を送付しますので、本学が選考結果を発表した日から起算して14日以内に納付してください。
- ・授業料：前期分については、7月14日（月）に「授業料の銀行預金口座自動引き落とし」により納付してください。免除決定から引き落としまでの期間が短くなっておりますので、注意してください。ただし、6月下旬の結果通知の際に判定結果が「出願中」のままとなっている者で7月上旬に判定結果の通知を受けた者については、7月28日（月）に「授業料の銀行預金口座自動引き落とし」により納付してもらうことになります。銀行預金口座で自動引き落としできなかったときは、本学財務課等の収入窓口で現金で納付するか、保証人宛に届く「振込依頼書（振込手数料：本人負担）」により納付してもらうことになります。

※選考結果発表後、本学が定めた期限までに入学料及び授業料の納付を怠った者は、学則に基づき「除籍」になりますので、注意してください。

VIII. 個人情報の取扱い

入学料免除及び授業料免除申請書等に記載された内容や提出された書類等の個人情報は、入学料免除及び授業料免除の選考のために使用し、その他の目的に利用することはありません。

学生及び保護者のみなさまへのお願い

入学料免除及び授業料免除の申請は、学生本人による申請としており、学生自身がきちんと理解して申請するよう指導しております。また、免除結果も、申請者自身が学内 Wi-Fi に接続したパソコンやスマートフォンなどにより確認するようにしており、保証人・保護者の方への結果通知は行っておりません。

学生自身の自立を促すため、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【問合せ先】

〒860-8555 熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号

熊本大学学生支援部学生生活課経済支援担当

TEL : 096-342-2151、2126 窓口開室時間：平日8:30～18:15

E-Mail : gag-jumen@jimu.kumamoto-u.ac.jp

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式1

年 月 日

国立大学法人熊本大学長 殿

私は、貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。（□に✓印を付けてください。）

- ☐ 大学が指定する期間内に独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付奨学金案内を受領し、申込みを行います。（案内は4月と9月に配付予定。）
その後、機構の給付奨学生（支援区分「多子世帯」を含む。）に採用されなかった場合、授業料等減免を受けることができないことを承知しています。
- ☒ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ☒ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）を通じ、熊本大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が熊本大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ☒ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学
	氏 名				
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		電話番号	
	現住所	〒 都道府県 市区町村			
	所属学部・学科等			学籍番号	
	学 年		昼間・夜間・通信の別	☒ 昼（昼夜開講を含む） ☐ 夜 ☐ 通信	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間（*）	(学校名)		(期間/月数) 年 月～ 年 月 / 月	
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。	ある ・ ない			
	機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること				
	☐ 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】				
☐ 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】					

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
- ① 予約採用で給付奨学金を申請済みの場合
免除申請後、「進学届」の手続きが必要です。
 - ② 入学後の在学採用で給付奨学金を申請予定の場合
免除申請後、4月以降に予定されている在学採用に申請してください。
- ※①・②ともに『入学ガイドブック 補足資料4「奨学金制度について」』で詳細を確認してください。**
- 給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生等であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙3）の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
- 別紙1～3が必要な場合は、熊本大学学生支援部学生生活課経済支援担当（電話：096-342-2151 E-MAIL：gag-jumen@jimukumamoto-u.ac.jp）に連絡してください。
- なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付型奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを添付してください。
- 二 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- へ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
- ① 定期的実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する場合があること
 - ② 定期的実施される学業成績の判定により、支援が打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）場合があること
- ※ 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合で、かつ2回目の警告の事由がGPAのみに係る場合は、停止の取扱いとなり、その後の学業成績の結果により再申込みが可能となります。
- ③ 本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること
- ※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。

※このページは、提出不要です。

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式1

記入例

2025年 3月 15日

国立大学法人熊本大学長 殿

私は、貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。（□に✓印を付けてください。）

- 大学が指定する期間内に独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付奨学金案内を受領し、申込みを行います。（案内は4月と9月に配付予定。）
- その後、機構の給付奨学生（支援区分「多子世帯」を含む。）に採用されなかった場合、授業料等減免を受けることができないことを承知しています。
- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）を通じ、熊本大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が熊本大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ	クマモト タロウ		入学年月	2025年 4月入学	
	氏 名	熊本 太郎		電話番号	070-1234-5689	
	生年月日	(西暦) 2007年 5月 1日生 (18歳)		現住所	〒 860 - 8555 熊本 都道府県 熊本 市区町村 中央区黒髪〇-×-△-◎〇〇号室	
	所属学部・学科等	文学部・総合人間学科		学籍番号	251-L9999	
	学 年	1	昼間・夜間・通信の別	☒ 昼 (昼夜間) ☐ 夜 ☐ 通信		
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)		(期) R7. 4月入学者は「受験番号」を記入してください。 年 月 ~ 年 月 / 月		
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。	ある ・ ☒ ない				
	機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること					
	☒ 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】		※高等学校在学時（大学入学前）に給付奨学金に申請した者 →採用候補者決定通知記載の登録番号			
	☐ 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】		※在学採用申請予定者（申告番号③, ④, ⑥）は記入不要 ※高等専門学校等在学時に給付奨学生に採用された者 →奨学生番号			

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】

令和6年10月15日

登録番号	99999901-100-00999		
学年等	3年	10組	
	出席番号		A000001
氏名	学校用 見本 (がツウヨウ ミン)		

交付書類コード＝ G

※ コードにより交付される書類が異なります。
封筒の裏面にてご確認ください。

* 99999901

#7999999

見本

独立行政法人日本学生支援機構

1. 申込内容及び選考結果

申 込 内 容	給付奨学金	貸与奨学金	入学時特別増額貸与奨学金
	希望する	希望しない	希望しない

選 考 結 果		給付奨学金(※4)	貸与奨学金		
		候補者決定 支援区分：第Ⅲ区分 【多子世帯○】	ア～ウのうち、「候補者決定」と記載のものを1つだけ選択できます		
			ア：併用貸与(※1)	イ：第一種奨学金	ウ：第二種奨学金
要件確認(※2)	国籍・在留資格等	○	—	—	—
	家計に関する基準	○	—	—	—
	学業成績・学修意欲に関する基準	○	—	—	—
	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	—	—	—
	マイナンバー関係書類の提出	○	—	—	—
	その他必要書類の提出(※3)	○	—	—	—

※1 併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることを表します。
※2 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当(必要書類の不備未解消や未提出等の理由による判定不可を含む)、 「—」は申込時に希望していないため未判定であることを表します。
※3 「その他必要書類の提出」の「その他必要書類」とは、「奨学金確認書」、マイナンバーを提出できない場合の「課税(所得)証明書」等収入等に関する証明書類等又は国籍・在留資格に関する証明書類(該当者のみ)等です。
※4 給付奨学金の選考結果欄に【多子世帯○】の表示がある場合、第Ⅱ・第Ⅲ区分の給付奨学生採用候補者又は給付奨学金不採用者のいずれにおいても、令和7年度から実施する多子世帯としての支援を受けられる可能性があります。詳細は「給付奨学生採用候補者のしおり」22ページ、又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」31ページをご参照ください。

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

		給付奨学金(注1)	第一種奨学金(無利子)(注5)	第二種奨学金(有利子)	入学時特別増額貸与奨学金(有利子)
利用条件(注2)(注3)		支援区分：第Ⅲ区分	—		
申込時の 選択内容(注4)	貸与額	*****	—	—	—
	返還方式	*****	—	—	—
	保証制度(注6)	*****	—	—	—
	利率の算定方法	*****	*****	—	—

注1 給付奨学金は、国・地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校(確認大学等)に進学しなければ採用されません。さらに、利用条件に「(私立理工農)」と記載のある人は、確認大学等のうち私立かつ理工農系の分野として国・地方公共団体から確認を受けた学科等に進学しなければ採用されません。給付奨学金の月額「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者(国公私)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まります。なお、支援区分は、家計の状況により毎年度10月に見直されます。
注2 給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護世帯の自宅から通学する場合、又は、社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する場合の給付奨学金の月額は、月額表(「給付奨学生採用候補者のしおり」参照)に記載の()内の金額になります。
注3 給付奨学金の支援区分が第Ⅳ区分の人のうち、「(多子世帯)」と記載のある人は多子世帯として支援を受けることができます。また、「(私立理工農)」と記載のある人は、私立学校の理工農系の学科に進学した場合に理工農系として支援を受けることができます。
注4 貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて選択し直すことができます(「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制限が発生することがあります)。
注5 第一種奨学金の貸与月額は、進学先の学校の学校種別、設置者(国公私)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる金額(「貸与奨学生採用候補者のしおり」参照)の中から「進学届」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用：不可」と印字されている場合、「最高月額」は利用できません(「最高月額以外の月額」からの選択となります)。また、給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。
注6 海外大学進学者は「機関保証制度」「人的保証制度」への両方の加入が必要です。

(注意事項)

- ① 本通知に同封されている「給付奨学生採用候補者のしおり」又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」を必ず読んでください。
- ② 国内大学等進学者は、裏面に記入のうえ、進学後すみやかに進学先学校に提出し、期限内に手続きをしてください。
- ③ 海外大学進学者は「貸与奨学生採用候補者のしおり」33ページに従って手続きを行ってください。

#7999999